

会 議 録

会議の名称	第5回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成15年6月19日(木) 午後1時30分～
開催場所	西目町 町民センター「シーガル」
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	小松敏博(大内町) 金子拓雄(東由利町)
	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 会議録署名委員の指名について</p> <p>4. 議 題</p> <p> (報告事項)</p> <p> 報告第16号 住民アンケート調査について(中間報告)</p> <p> (協議事項)</p> <p> 協議第11号 消防団の取扱いについて</p> <p> 協議第12号 姉妹都市等の取扱いについて</p> <p> 協議第13号 広報広聴関係事業の取扱いについて</p> <p> 協議第14号 市・町立学校の通学区域の取扱いについて</p> <p> 協議第 8号 新市名称の決定方法について(継続協議)</p> <p>5. その他</p> <p>6. 閉会</p>
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

委員(39名)

職 氏 名	職 氏 名	職 氏 名
会 長 柳 田 弘	委 員 村 上 亨	委 員 三 浦 稔
副 会 長 佐 々 木 秀 綱	委 員 木 内 忠 一	委 員 尾 留 川 正
副 会 長 佐 藤 清 圓	委 員 成 田 正 雄	委 員 木 内 忠 一
副 会 長 加 藤 鉦 一	委 員 成 遠 藤 忠 平	委 員 佐 々 木 正 男
副 会 長 阿 部 満	委 員 小 松 義 嗣	委 員 小 笠 原 良 一
副 会 長 阿 部 幸 悦	委 員 小 斉 藤 栄 一	委 員 長 谷 山 光
副 会 長 三 浦 孝 郎	委 員 鈴 木 貞 一	委 員 三 浦 重 夫
副 会 長 三 佐 藤 源 一	委 員 今 野 義 孝	委 員 須 田 妙 子
委 員 齐 藤 好 三 雄	委 員 眞 坂 孝 衛 子	委 員 松 田 訓 子
委 員 工 藤 兼 雄	委 員 東 海 林 京 幸	委 員 高 橋 和 子
委 員 正 木 正 夫	委 員 村 岡 木 好 文	委 員 高 石 山 修
委 員 大 場 重 一 雄	委 員 茂 鈴 木 清 一	
委 員 阿 部 一 雄	委 員 高 橋 良 一	
委 員 前 川 侷		

幹事会(16名)

職 氏 名	職 氏 名
幹 事 長 鷹 照 賢 隆	幹 事 齋 藤 隆 一
副 幹 事 長 小 松 久 男	幹 事 土 田 隆 男
幹 事 佐 藤 德 弥	幹 事 早 川 修 一(代理)
幹 事 佐 々 木 登	幹 事 莊 司 和 夫
幹 事 伊 藤 正 弘	幹 事 藤 原 秀 一
幹 事 小 笠 原 察 雄	幹 事 小 松 慶 悦
幹 事 三 浦 昭 夫	幹 事 加 賀 秀 喜
幹 事 村 上 隆 司	幹 事 佐 藤 善 昭

事務局(4名)

職 氏 名	職 氏 名
局 長 佐 々 木 均	調 整 第 1 班 長 佐 藤 俊 一
副 局 長 村 上 健 司	調 整 第 2 班 長 佐 藤 一 喜
次 長 熊 谷 正	調 整 第 3 班 長 遠 藤 晃
次 長 渡 部 進	計 画 班 長 伊 藤 篤
	総 務 班 長 三 浦 清 久

午後1時30分 開 会

○事務局

予定しておりました時刻となりましたので、これより第5回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。

次第の2として、会長あいさつ、会長よろしく申し上げます。

○柳田会長

第1回目の合併協議会が1月21日に開催されまして、今回で第5回目を迎えました。

会場を西目町にということで、西目町ご当局からは準備等大変なご協力を賜りまして誠にありがとうございます。また、今日は傍聴者も大変多うございます。これも市町村合併に対する思いが高まっている表れと存じます。

関係各位並びに傍聴されている皆さまにも心から感謝申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。それではこれより協議に入らせていただきます。

会議の議長は、合併協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長があたることになっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

○柳田会長

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

これより議事に入ります。本日の出席委員は39名です。大内町議会推薦の小松敏博委員、東由利町推薦の金子拓雄委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定数に達しております。

本協議会に説明のため幹事の出席を認めております。

次第3の会議録署名委員を指名したいと思います。

会議録署名委員は、会議運営規定第8条第2項の規定により、矢島町の正木正委員、本荘市の東海林京子委員を指名いたします。

次に、4の議題に入ります。最初に報告事項でございます。

報告第16号、住民アンケート調査の状況について、中間報告であります。事務局より説明を願います。

○事務局

報告第16号、住民アンケートについてご説明を申し上げます。

報告第16号添付資料ということで皆さんのお手元にアンケート調査の集計表が配布されていると思いますので、それをご覧いただきたいと思います。

その3枚目をお開きいただきたいと思います。調査の概要でございますが、調査の目的等については前もって説明をいたしておりますので省略をいたします。ここの4番目でございますが、回収の結果でございます。18歳以上の方々1万名を対象にしましてアンケートを実施いたしました。その結果、回収数が6,462、回収率が64.6%でございます。

その隣に分析集計数がございまして、これが6,451でございます。回収数と11票の差がございまして、下の方に書いてありますが、これについては有効な回答が得られなかったということで、ほとんど全問白紙の回答であったということで11票が減になっているところでございます。

続きまして、もう2枚開いていただいて、1ページ目をご覧いただきたいと思います。問1番の、お住まいについての質問でございますが、その結果でございます。ここに対象者数と回答数、それぞれ各市・町の分が書いてあります。本荘市の場合は4,900人の対象者で回答数が2,955

人、回答率が 60.3%という結果になっております。以下、回答率は、矢島町が 67.1%、岩城町が 68.9%、由利町が 68.9%、大内町が 67.6%、東由利町が 62.6%、西目町が 64.6%、鳥海町が 73.6%、このような結果になっております。

次に、問2番の性別についてでございますが、回答者のうち、男が 3,326 人、女が 3,060 人という人数になっております。

次に問3、年齢別でございます。下の方のグラフ、あるいは表を見ていただきますとわかるように、年齢の高い方から順番に回答者が多かったという結果になっております。一番多かったのが 60 歳以上でございます、2,372 名でございます。その次が 50 代ということで 1,460 人、その次が 40 代、1,106 人という結果でございます。この三つの年代を合わせますと、4,938 人ということで全体の 76.5%という結果になっております。

次に問4番目、居住歴についてのご質問でございます。このグラフを見ていただければわかるんですが、一番多かったのが、「生まれてからずっと住んでいる」というのが 2,935 人でございます。その次が「一時的に転出したことがある」ということで、1,184 人、3番目が「本荘由利1市7町内の他市町から転入してきた」という方が 1,128 人、この3項目を合計しますと 5,247 人、81.3%ということになっております。この方々につきましては、もともと1市7町の地域の方々であるという結果でございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。問5番の職業の結果でございますが、これも年齢と同じように一番多かったのが 10 番の「無職」というところで、年齢の高い方々がこの欄に余計貼り付けられたというような結果でございます。2,060 人ということです。その次が8番の「勤め」、サービス業とか公務員でございます。これが 1,291 人、その次が6番の製造業、建設業にお勤めの方々、1,157 人というような結果でございます。

1番から4番目までについては、「自営業」の方々が 1,230 人、19.1%というような結果です。それから5番目から8番目につきましては、勤め人の方々ということで 2,708 人、42.0%というような結果になっております。

それから次のページの間6番でございますが、これにつきましては現在住んでいる市、町の環境についての満足度についての質問でございます。満足度の高いものからご説明申し上げますが、満足、やや満足という合計が多いものから順にご説明いたします。一番多かったのが1番の「自然環境の豊かさ」ということで、これ二つ足しますと 79.6%という結果でございます。その次が9番の「水道の整備状況」、これが 70.6%、その次が7番の「ごみの収集、処理の状況」、これが 67.8%、その次が6番の「騒音、振動、悪臭等の環境」、これが 55.4%、その次が2番の「火災や災害からの安全性」、これが 54.6%でございます。その次が8番、「下水、排水の処理状況」、これが 51.6%ということで「満足」、「やや満足」を足して 50%以上というのが今、ご説明した項目でございます。逆に不満度が高いものという結果につきましてご説明申し上げます。一番多かったのが 19 番の「働きがいのある職場」、これは「不満」、「やや不満」をプラスしますと 50.2%という結果になっております。

その次が5番の「交通機関の便利さ」、これが 43.0%、その次が4番の「除排雪の状況」41.3%、その次が3番の「道路の整備状況」、40.9%、その次が 20 番の「日常の買物の便利さ」35.3%というような不満の度合いの高いものが、このような状況になっております。

次のページををござんいただきたいと思っております。6ページ目をござんいただきたいと思っております。問7番ですが、これにつきましては、合併の効果についての質問でございます。一番多かったのが8番の「首長・議員の減少や職員定数の削減等により経費が圧縮できる」、これが一番多くて 50.7%という結果でございます。その次が4番目の「公共施設整備や土地利用、観光振興など、広域的な拠点や新しい発想のまちづくりが行える」というのが 35.9%、その次が7番の「行政事務の効率化により経費削減につながる」という答えが 34.3%、その次が2番目の「高齢者福祉サービスなど各種の行政サービスが充実され、将来も安定的に提供される」というのが 33.1%という順序になっております。

次のページ、7ページ目をご覧いただきたいと思います。問8番につきましては、新市の将来イメージについての質問でございます。その結果、一番多かったのは1番の「健康づくりや子供、お年寄りなどを大切に作る保健福祉のまち」というのが一番多くて47.8%ございました。その次が5番目の「山・川・海の恵まれた自然環境を大切に作るまち」、これが41.5%、その次が8番の「豊かな自然と地域資源を生かした多くの人々が生き交う観光のまち」、これが32.8%というような順序になっております。

それから次のページの問9番でございますが、「合併後、重点的に進めていく施策はどのようなことがあるか」という質問でございます。これについては6項目について質問を行っております。一つ目が、「都市基盤機能の整備」でございます。これについて一番多かったのが5番目の「魅力ある商店街の形成と市街地の整備(都市計画等計画的な土地利用)」ということで51.2%で一番多かったという結果です。その次が「幹線道路の整備」、これが45.6%、その次が「鉄道・バス路線等公共交通機関の整備充実」、39.5%というような順序になっております。

次のページをお願いします。2番目が、「生活環境の整備」ということです。これについて、7番目の「生活道路、歩道等の整備」というように答えられた方が39.5%ということで一番多かったという結果になっております。その次が2番目の「自然環境保護や河川の浄化、公害防止等の環境保全施策の推進」ということで36.1%、その次が4番目の「ごみ処理体制、リサイクル体制や施設の整備、充実」、これが28.7%というような結果になっております。

それから3番目が「保健医療と福祉の充実」ということで、ここにつきましては、一番多かったのが4番目の「高齢者福祉の充実」、これが38.1%という結果でございます。その次が2番目の「高度医療体制・救急医療体制の充実」、これが37.3%、そして7番目の「子育て支援や保育施設の整備等、少子化対策」これが36%というような順序になっております。

次のページをお願いします。4番目が「産業経済の振興」でございます。この中で一番大きかったのは6番目の「雇用の安定」でございます。これが66.2%、次が3番目の「商工業の振興(既存企業の活性化や企業誘致等)」というので33.4%でございます。その次が1番目の「農林業の振興、担い手の育成、生産基盤の整備等」、これが29.1%というような順序になっております。

次に5番目、「教育、文化の振興」でございます。これにつきましては1番の「小中学校等学校教育の充実と教育施設の整備」、これが48.1%で一番多かったという結果でございます。その次が4番目の「スポーツ、レクリエーション施設等の整備とスポーツ活動の振興」33%、その次が2番目の「生涯教育の充実」、これが26%という結果でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。6番目、「開かれたまちづくり」という項目につきましては、6番目の「住民が参加できるまちづくりシステムの整備」、これが一番多くて39.2%でございます。それから1番目の「情報公開の推進」32.8%、その次が5番目の「情報通信システムを利用した住民サービスの充実」、これが28.4%というような結果になっております。

それから、アンケートの方では問10として合併についてのご意見やご要望について自由記載する問いでございますが、これにつきましては、2,000を超える回答がありました。その結果、または問6から問9までの市、町ごとの結果、あるいは年齢別の結果等のクロス集計の結果については、次回の協議会で報告したいというふうに考えております。なお、今回いただきましたアンケートの結果につきましては、住民の意向として新市の建設計画に反映させていきたいというふうに考えております。

○柳田会長

ただいまのアンケートの中間報告について何かご質問はございませんか。今、事務局から説明がありましたように、中間報告でございますので、これから集計をし、分析をしたものはこのあとの協議会で報告したいと、こういうことでございますので、今回は、各市町でどういうことを望んでいるとか、ここでは表れておりません。

したがって、これから各市町ごとについては、事務局で分析を続けていくということでございます。何か質問等ありませんでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

質問ないようでありますので、報告第16号につきましてはご理解いただいたものとします。

次に、協議事項に移らせていただきます。協議第11号の消防団の取扱いについて事務局から説明願います。

○事務局

それでは、消防団取扱いについて説明いたします。資料の2ページ目をご覧いただきたいと思っております。こちらの方は合併協議会の資料でございます。協議第11号、消防団の取扱いについてを説明いたします。

調整内容といたしましては、1. 消防団は合併時に統合する。なお、分団等の組織は当面現行のとおりとするが、新市において適正な組織体制について検討するものとする。

2. 報酬等については、合併時まで調整を図り統合する。3. 消防団の施設・設備については現行のとおり新市に引き継ぐ。

4といたしまして、出初式については、新市において同一会場で実施できるように調整する。その他の諸行事については、現市町ごとに現行どおり実施するよう新市において調整を図るというような内容になっております。

基本的に、消防団につきましては、安全で安心できる市民生活確保の観点から合併時に再編するというのではなくて、消防団は統合いたします。分団等の組織は、当面、現行のとおり新市に引継ぎまして、新市において調整を図っていくというような内容になっております。なお、資料につきましては4ページと5ページの方に、一市七町の消防団体の組織の内容、報酬等が掲載されております。消防団の統合された上部組織及びその報酬等の額については、今回、この合併協議会の皆さま方に調整内容を確認いただきますれば、今後、合併するまでの間に各市・町の消防団の皆さまとも協議を重ねまして、上部組織の内容や報酬の金額の統一などにつきまして、調整を図っていくこととなっております。

次に、6ページ、7ページの方をちょっとご覧いただきたいと思っております。そちらの方には一市七町の消防団の設備及び消防団の諸行事の代表的なものを掲載させていただきました。なお、いろいろな諸行事の詳しい内容につきましては、新市において調整を図って実施する内容となっております。以上でございます。

○柳田会長

それでは皆さん方から、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

○高橋和子委員(鳥海町)

鳥海町の高橋と申します。

今、消防団の取扱いの(1)のところなんですけども、合併時に統合するということはそうですけれども、「なお分団等の組織は当面現行のとおりとする」と書かれておりますけれども、当面というのはどれぐらいなんですか。と申しますのは、鳥海町の場合、消防団というのは、火災とか水害とかの時だけに出てくるというか、お願いする訳ではございません。私たちの場合の地域のコミュニケーションの場にボランティアでいつも出てきていただいております。それで、「新市において組織体制について検討する」となっておりますし、そうなりますと、鳥海の場合は、もしそれが経済

的なことで、経済節減で団員を少なくするということになりますと、やはり地域のさまざまな行事が成り立たなくなる訳なんです。鳥海町の場合は。

ここ「当面」ということではなくて、ただ団員、人数にいたしましては、合併時の人数をそのまま5年なり、そのままの人数にしていっていただきたいということをここに明記していただきたいんですけども、これは鳥海町の事情でして、私からのお願いです。以上です。

○柳田会長

鳥海町のご意見伺いましたが、ほかにありませんか。

○前川 侅委員(岩城町)

私も今現在、消防団員をやらせてもらっておる訳ですけども、4番目の出初式については、同一会場で実施できるよう調整すると、こういうことなんですけども、これは全団員が出席できるようなことにはならないと思います。全部で団員数どれくらいおるのか、私、計算してみましたら1,734人が団員になっております。この方々が一堂に会して出初式を行うということはちょっと不可能なのかなと、そういう会場が果たして、文化会館あたりででもやればまたこれは別なんですけれども、消防には観閲とかそういうものがあるわけですから、そういうことをやるとすれば、果たして全団員が出席して行えるような出初式ができるのかどうかということが検討していただきたいということでもあります。

それから、先ほど事務局さんからもお話がありましたけども、この消防団員というのは任意団体ですから、それならやめると、こういうことになる訳ですけども、各市、町の団長さん方の意見もよく聞いて、やっぱり決定していただきたいなと、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柳田会長

ほかにございせんか。

○阿部一雄委員(岩城町)

「消防団は、合併時に統合する」、「新市において適正な組織体制について検討するものとする」とありますが、新市になった場合、これは消防団だけではなくて、新市において、いろいろ検討するという、このあともいろいろ出てくるだろうと思います。その時、どういう人がどういう職務の人がそういうことを原案づくりをして決めていくのか、これ、大変な問題を含んでいるのではないかなと。法定協でありますと、一市七町の5名ずつ出席をいたしまして、それぞれ自分たちの考えを述べることができますが、新市になった場合、消防団の組織は何々課のどういう職務の人員が原案をつくるというようになった場合、均衡な意見の吸い上げというものができるのかどうか。必ずしも一市七町みんなが賛成するというような案ができるのかできないのかは、そういうように実際できるのかはわかりませんが、話だけは聞く必要がある。七町、一市というそれぞれの思いはやはり耳を傾けるべきではないか。その上で新市で決定していくと、こうあるべきではないかと思ひますが、いかがなものでしょうか。消防だけなくなるんですよ。現行では結論を出せませんからという問題が非常に多く出ると思ひます。新市において、3年後、あるいは5年後の経過措置をやりながら決めていくと、こういう問題、最終的に決める段階になった時に判断をする、決定をするという、原案づくりをする人がたが偏ってしまったら、末端の声が届かなくなるという懸念があるから、あえて質問をしている訳です。

○柳田会長

ほかにありませんか。

どうぞ皆さんご発言なさって下さい。

○佐々木副会長(大内町長)

大内の佐々木でございますけれども、私からも、消防団の合併につきましては、今もご意見が出た訳でございますけれども、やはりその現段階の町の事情、地域性というものがある訳でございます、その地域性を生かしながらの今の消防団が持たれている訳であります。やはり合併時において調整ということもわかる訳でございますけれども、その前段として、各組織、消防団の団長なり分団長なり、そういう組織がありますので、その方々と大いなる議論を交わしながら合併時においての調整ということがいいのではないだろうかと思っております。以上です。

○加藤副会長(岩城町長)

鳥海町さんの高橋さんの話、私も非常に、地域のコミュニティに消防団の皆さんが大変な大きな役割を果たしているというのは、それぞれの地域のやはりリーダー的な皆さんが多いですから、最もだと思います。この先、少子高齢化の中で、やはりその地域を消防団が、なり手がいなくなる地域、支えれなくなるのではないかと。団の分団のままでずっとこのままやっていけるのかどうかということがこれから出てくるとすれば、そういうことについては、ある程度再編をしながら地域住民の生活の安全を守っていく、こういうようなことでの私は、組織体制の検討ということが出てくるのではないかと。あくまでも前向きな形での考え方ではないかなというように私は思っております。

○柳田会長

今、鳥海町さんの方、それから岩城さん、それから大内の町長さん、岩城の町長さんから、意見がございましたが、要は地域としての安全なまちづくりをするための消防の問題であります。みなさんも理解できる問題でありますので、意見としてまず承ります。

一方、消防団組織としての幹部の方々もおられますから、その方々の意見を聞くべきだとの意見も述べられておりますが、これは、必要なことと思います。

岩城町さんの方からの出初式は、1カ所ですることができるかというご質問ありましたが、事務局から説明して下さい。

○事務局

出初式については、新市において同一会場で実施するというので、これは分科会、専門部会の中で協議してきたわけです。これは、1番目にありますように、消防団は統合することになりますので、一つの場所でやるのが適正であろうと。ただ、岩城町さんからご質問ありましたように、全員が集まれるのか、それは可能なのか、場所的な問題、そういうことも話し合いました。そして、この出初式については部長以上とか、ある部が今年に行くとかというような形での、代表者での出席にならざるを得ないのかなと。当然これはこのあとも事務的なすり合わせの中で話し合われてきます。そこで、岩城の議長さん言われましたように、新しくなってからではなく、今の段階でいろいろと消防団の皆さん方とも協議をしてまいりたいと思っておりますが、ただ、今言いましたように出初式については代表者になったらどうだろうか、これを今の各消防団の皆さま方と協議をしまして、新市においてはどのようにしていくのが一番いいのか、これを話し合っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○柳田会長

出初式のことについて、岩城さん、今の話でいいでしょうか。

○前川 侅委員(岩城町)

私どももそういうような形になるだろうと予測されます。

せっかく立ちましたのもう一つお伺いしたいんですけども、組織のあり方なんかは今、現状で移行するというような形に書かれておるけれども、諸行事についてもですよ、いろいろ出てくると思うんです。例えば、今さしあたって7月からは郡市の大会目指して各市、町の大会が始まる訳ですけどもこういった大会の持ち方、あるいは仁賀保三町さん、今度合併すればどういうふうな形になるのかよくわかりませんが、そこら辺のところはどういうふうこれから検討していくのかなという課題があると思います。

○柳田会長

ご意見をもとにして、検討すべきところは検討していくことにしますが、秋田市 32 万人都市では、出初式はどのようになされているか、わかる範囲で説明願えませんか。

○事務局

秋田市の出初式の場合は、32 万人都市でございますけれども1カ所、これは八橋球場のところの通りでやりまして、そしてあそこで放水なんかやっておりますけれども、そういう形で、当然参加というか出席者は代表とか、今年は何の部でいくとか、そういう形で割り当ててやっているというふうになっております。以上です。

○柳田会長

この出初式につきましては、分団の意向なども踏まえて、新市において調整するというご理解いただけるでしょうか。

○前川 侅委員(岩城町)

新市になってから調整するという事なんですけれども、これはやはり、さっきうちの議長も言ったように、新市になる前にどういう形にするというような、基本的なことはやはり、現状の一市七町で、各消防団の幹部の方々の意見も、私はよく聞くべきだと、こう思います。

○柳田会長

そのように思います。

それから、順序が逆になりましたけれども、「消防団の施設設備については現行のとおり新市に引き継ぐ」とありますが、これはこれでいいですか。

ないようですので、次に移ります。(2)の「報酬等については合併時まで調整を図り統合する」と、このことについてはいかがですか。このことについても、各消防団に説明をし、理解してもらう必要がありますので、消防団とこれからよく話し合いをし、理解をいただき、皆さん方の理解を得たいと思います。

今度は、一番最初に質問いただいた事項について、鳥海町さんの方は、合併してから5年ぐらいというような意見と大内町さんは、必ずしも枠は設けないが、十分その各分団の意向を聞くこと。この消防に関しては、身近な問題であるので、合併という激変には、地域の方々として不安事項であります。そのことから消防団からよく意見を聞き、新市合併で、すぐ統合しなければならぬもの、合併したあとに継続して検討していかねばならないものもあります。

今、鳥海町さんの方からあえて5年という意見がありましたが、その他の意見もあると思いますので、皆さんから意見を出されれば、ここで決めてもよいのでしょうか。

新市になってからに、その年限は消防団の意見を聞き、年限は決めた方がいいという意見もあるだろうし、その点についていかがですか。

○高橋和子委員(鳥海町)

ただ、私が危惧することは、ただそういうことをきちんと、団員の数をそのままそこで、ここの法定協の中で合併時の人数を確保するというをここで決めていただきたいんです。と言いますのは、経済的に何ともならないから、団員を減らしてしまったとか、さっき「当面」という言葉が出てましたんで、「当面現行のまま」という、玉虫色みたいな感じの文章が出ておりましたので、ここでそういうことをきちんと決めていただきたいということです。

と申しますのは、さっきからも何度も言いますように、鳥海の事情はさまざまなことにおいて消防団の人方がボランティアで出て、さまざまなコミュニケーションの場、さまざまな催し物の場に出て来ていただいているんです。そういう事情があります。

それで、それは合併の時に検討すればいいと言われても、その時にもし、鳥海は家も少しだから人数はこれだけでいいなんて言われれば、そこら辺のことを心配して、私は申し上げているのでございます。

○柳田会長

町長さん方、この意見に対してどうぞ。

○三浦副会長(西目町長)

消防の取り扱いのことでいろいろ議論しているわけなんですけど、消防という仕事は、特殊な仕事だと私は思っているんです。特殊な仕事、消防の組織整備、これは当然やらなければならないけれども、これは一挙に新市になったからといって、バツとナタでものを切るようにやったんでは大変なことに、住民は不安になるんじゃないかと思えます。ですからこれは、段階的に整備していくということも一つの方法だろうし、そしてどこの消防だって、どこの町だってやっぱり消防団員の人数、消防団員の確保が非常に今、困難なんです。そういうものを考えますと、二つ目にある報酬の問題、そういう問題も当然絡んでくる訳ですから、そこら辺を十分検討するためにはもっと専門部会、あるいは分科会で話を詰めていただきたいと私は考えております。

でなければ、もう消防という特殊な仕事、火事だけ、火を消せばいいということではないんです、やっぱり。あくまでも、水害もある、いろんな災害があるんです。そういうものを考えた場合に、新市になったからといって、バツとものを切るようには私はいかないと思うんです。そこら辺のところも一つ、委員の皆さんで考えていただきたいと思えます。

○柳田会長

どうもありがとうございました。

○齊藤栄一委員(西目町)

西目の齊藤です。

先ほどから、ここで何を決めようとか申しておりますけども、私は、たとえ消防、あるいは福祉の問題、いろんな問題があると思えます。

いろんなこういう問題は、それぞれの関係者、例えば消防だったら消防団長、あるいは分団長、その方々の意見というのが最も大切だと、これは当然だと思って私、今まで黙っておりましたけれども。例えば福祉だったら福祉、民生委員だとか、そんないろんな関係者がいると思えます。したがって、その関係者と幹事の方々が話し合っ、そしてこのようにしますということで新市に持って行く、だから、「当面」というのは、今の現状を維持して当面そのままやっていく、それで不都合があった場合は、いつどこでも、変えるというのは前向きに変えるということですから、そのときもそれぞれの分団長、あるいは団長ですか、そういう方々の意見を踏まえて変えていく、これは当然ではないでしょうか。

ですから、新市になっても、あるいは変えるかもしれませんが。あるいはそのまま現状維持でいくかもしれません。これはそれぞれの関係者の話し合いの中から生まれたものであれば我々は異議は申し立てられないと、私はそう思っております。

○柳田会長

どうもありがとうございます。どうぞ皆さん、はい、どうぞ。

○前川 侖委員(岩城町)

確かに今、一市七町の中にはみんなそれぞれの町、あるいは市で条例があります。定数が定められています。私は新市になってもやはり定数、条例というのが生きて、何々市においては消防団員はこれこれにしますよと、あるいはそのときに何々地区は何人、何とかというふうになるのか、その辺はよくわかりませんが、鳥海町さんのように、そういうふうな、消防団員が今、300人ですか、条例に定められているものが、そういうところもあると思います。

我が町の場合は、どちらかといいますと消防団員になり手がないと、そういうことで困っております。ですから鳥海町さんのように、そういうところもあるでしょうし、いろんな地域によって違うし、差があると思うんです。ですからそういうこと、これからいろいろ相談しながら、検討しながらやっぱり決定していかなければならない。今ここで決めなさいなんて言ったって、それは少し無理な話ではないかなと、私は思います。

それから、もう一つお伺いしたいんですけども、団員の組織の件なんですけれども、これを見ますと、前に戻ったりして大変恐縮ですけども、「分団の組織は当面現行のとおりとするが、新市において適当な組織体制について検討する」と、こういうようにある訳ですが、合併時にもう団長は1人、あるいは副団長が何人というようにうたっていないと。そうすれば、今のとおりにいきますと、本荘市さんにも団長、岩城町にも団長というような形になって移行するのか、そこら辺のところをやっぱりしっかりしておかないと、合併時には団長は1人、副団長は8人とか7人とか、そういうようになってこないか、私はいけないのではないかなと、こう思いますけどもいかがですか。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○阿部副会長(東由利町長)

まずは、高橋さんから決めた方がいいんじゃないかというお話が、論拠だろうと思います。私は、そうでなくて、消防というのは、まずは事務組合消防があります。由利町と矢島町、鳥海町さんと。私どもの方も消防事務組合が組まれている訳であります。消防力ということになればです。今度、合併になれば一部事務組合の必要はない訳でありますので、消防本部になっていく訳ですね。それで常勤の消防と非常勤の消防をどう有機的に結びつけていくのかというあたりも考えていかないとならない訳であります。消防団の役割というのは、コミュニティ組織もさることながら、災害時にどう出動して未然に生命と財産を守るかというような、大きな役割があります。まずは、そういう役割をわかってのお話をみんなしている訳でありますけども、まずそれは今、前川さんが言われたようにですよ、この今、この協議会で議論するのは、つまり統合するよと、一緒になろうということをもまず皆さんで確認するということでもあります。でも、同時に私は今、同じことを心配していますが、その時点まで、例えば消防団長何人だ、団長さんがですね、役員は何人だかというようなのはやっぱりここですよ、お互いに議論してでなくて、事務局があるとなれば、こういうふうなことで議論してますよというふうな報告があれば、また確認作業があれば、私はいいいんじゃないかなというような思いをする訳であります。

ここで、現状を何年というような決めつけは、私はちょっと難しいんじゃないかなと思います。先ほど申し上げたようにですね。常備消防とそれから非常勤消防の有機的に整理していくとすればと

ということだとすれば、何年でなくて、それは新しく、新市になった市町とまた議会と、またそれぞれの審議会が決めていく訳でありますから、この2年間というのは、そういうふうな時間でいいんでないかなと。つまり決めつけるという言い方でなくてよいのではないかなと思いがしますが、高橋さんだめですか。

○高橋和子委員(鳥海町)

何度も申し上げましたように、鳥海町という地域の中での非常勤の消防団といいますか、名前ちょっとわからないんですけど、消防団員の方々の協力なくして地域は動いてないということなんです。さっきから何度も申し上げますように、経済的な財政の面で何とも、にっちもさっちもいなくなったから、消防団をここで減らすというようなことでないようにはしていただきたいということ、それをもし私、素人なもので、ここのところにどういう文言を入れればいいのかということとは私にはわかりません。ただ私は、今、鳥海町に住んでまして、消防団はそういう役割をしてますということで、何としても合併時の人数をさまざま財源の問題で減らしましたとか、住宅はこれしかないから消防団を、人数を減らしましたとかというようなことのないようにはしていただきたいためには、今、ここにどういうことを明記すればよろしいのでしょうか。

○阿部副会長(東由利町長)

明記するのでなくて、申し上げたように消防の役割というのは、有機的に非常勤と常勤消防でというようなことが前提にある訳でありますから、まず消防団は合併するんだよということを明記すればいい訳ですね。それから前川さん言われたように、合併するが消防団長は1人だよと、副団長は何人だよというのだけ私は決めておかないとだめだろうと思います。

財政的に、定数を減らすということではなくてですね。私らの方も今、消防団の方々からも言われてますけども、合併の際にですよ、定数を見直してほしいという言い方をされている訳です。鳥海町さんとまた事情が違ってですね。前川さん言われたような、岩城町さん言われたようにですよ、団員の確保が今、非常に難しくなっております。時間営業というのは少なくなりまして、サラリーマン化している訳でありますから、私は今、141、ちょっと定数忘れてしまいましたけども、そういう、何かある時でないと定数ではなかなか見直せない訳でありますので、合併の際はもっと少なくしてほしいとは言われております。でもまず、定数などには私らはまださわっておりませんけれども、まずは新しくなった時に、それぞれの団長さん方、それぞれの市町の分団長さん方の幹部の人がたが一堂に会して、いろいろと新市なってから議論もするだろうと思います。

その前にやっぱり、役員構成だけは私らも知っておいた方がいいんじゃないかなと思いがします。まず合併するというのでいいのではないかな。だめですか。大丈夫です。財政ではありませんから、定数についてはですね。

○柳田会長

はい、阿部さん。

○阿部一雄委員(岩城町)

先ほど私が申し上げましたのは、どうしても3カ年、5カ年先送りしなければ調整のできない問題が、このようにこのあともいろいろ出てくるだろうと。そういう時にどういように対応されて、一市七町、旧市、旧町の皆さんから理解を得るようにできるかということとは私は心配をいたしましてお話をしたのであります。合併になってからやるということになれば、先ほど申し上げましたように、特定の人方が物事の原案を作る立場に立つ、その時、一市七町から平均的にご意見を述べるといような組織、委員会とかで決めることができるのか、あるいは何々担当課、何々部というものが原案を作るようになるのかということ、私は将来的には大変心配だということをお知らせしたのであります。

ですから、こういう先送りする問題を一市七町、後々後悔しないようにするために、やはり私は、地方制度調査会の中間報告にありますように、地域自治を認めるべきだ。一市七町に地域自治を認めて、その中から恒久的に、そういう先送りした問題に対してもフリートーキングできる、地区の要望を大きく取り上げていただけるように、意思の疎通を図る場が持てるというようなことを、もっと先に考えていただけないかなと。こういうように考える訳であります。それと、岩城町、消防団はじめいろいろ行政レベルでいろんな各種団体を抱えております。すべて持ち込んで、現有より悪くならない、そういうような市町村合併だとは思っておりません。大変な行政と財政の改革が行われる市町村合併だろうと。将来的には大変厳しいということを実感してやらなければいけない。しかしながら、最少限度この地域、旧何々市、何々町ではやっていただかなければならないという意思の疎通を図れるような、地域分権、地域自治というその振興会、あるいはそういうものをきちんと私は設けるように、もうそのほうを先にやっていただければ、先送りする問題の解決に、非常に前途が明るくなる、そういうような考えを持っている一人です。

○柳田会長

どうもありがとうございます。そのほかありませんか。どうぞ。

○佐藤副会長(矢島町長)

矢島町の佐藤ですが、ただいま岩城町の阿部委員さんからの発言がございましたが、やはり、地域自治組織を果たして、この一市七町の合併の際に設置するのかどうか、これが私は一番基本になるんじゃないかと、そのように考えております。

そしてまた、先ほど消防の統合について議論いたしておりますが、やはり鳥海町の高橋さんから発言がございましたが、消防は地域の住民の生命、財産を守る尊い使命を担っております。従いまして、その地域の事情があるはずでございます。人口が少ないけれども、広範な地域を持っている地域、また密集している戸数がある地域、それぞれ違うはずでございます。そういう点も十分に考慮しながら、やはり地域の住民の生命、財産を守っていくためには、合併した時点でどうあるべきかを、これを十分地域事情を考慮して検討すべきだろうと、そのように考えております。以上です。

○柳田会長

まだ今日の案件たくさんありますので、次に進めさせていただきますが、今、矢島町長さん、岩城町の阿部議長さん、それからここにいらっしゃる皆さん方からも地域の自治組織という問題について前回も出ました。これは、総務省が全国の市町村のさまざまな意見を聞くと、地域の自治組織というものを考えなければならないという角度でのことのように。皆さんの気持ちとしては、やはり地域の自治組織というものがあれば、鳥海町の高橋さんがおっしゃるように、私の方の事情はこれなんだからということと言えるけども、もしそれができない場合にはどうなるんだろうという心配で懸念が先行されているようですが、総務省の考え方やこれまで研修を受けてきた事務局から地域の自治組織とは、どの辺までを考えておられるのか、参考までに説明して下さい。

○事務局

自治組織については、今、いろんな報道がなされております。それが最終的にどのような形になるのかというのは、今の時点ではまだ明確にはされておりませんが、いずれ、最終報告ですね、今、中間報告として出ておりますけれども、最終答申の形で出た上で、制度化ということ、来年になろうかと思っておりますけれども、そういう方向で進んでいるという、総務省の方からの回答でした。

協議会としてどのように新しく作られるであろう制度を取り入れていくかということにつきましては、やはり最終答申の中身がきちんと出たあとで、それを取り入れるのか、どういう形で考えてい

くのか、合併協議会の場でもですね、ご検討いただいた上で考えていかなければいけないと思いますけれども、いずれ、来年なれば法案という形でかなり明らかになると考えられますし、その時点で、協議会の方ですね、協定書の中に取り込むとかですね、計画書の中に入れられるかどうかはわかりませんが、いずれ協定という形ですね、入れるのであればそういう形で明確に明文化してですね、入れていくということも可能にはなろうと思います。

○加藤副会長(岩城町長)

ちょっと、消防の方から話が非常に、根幹に関わる、これからの合併協議の基本的なことに話が出ていますが、大変大事なことでありますので、私のご意見を述べさせていただきます。今回のうちの方の一市七町の合併というのは、面積 1,200 平方キロ、全国で今、3番目の大きさであります。静岡市、いわき市に次いで3番目の大きさ、つまり3番目の大きい面積ですが、人口の比率からいきますと一番大きい。今の合併に臨んでいる全国の中では一番大きい訳であります。

そういう中で、やはりこれからも地方分権がどんどん進んで、自分たちの町の身近な問題については、やはりその地域でできるだけ解決していくような住民参加の住民自治というものが大変大事になってくる時代でありますし、私は今、村上さんが総務省で、来年になればはっきりわからないと、その姿というのはやはり我々が自ら今、ここで作り出していかなければならないのではないかと思います。こういう、一市七町という、それぞれの地域の住んでいる皆さん、その地域の身近な問題はやはりそこで解決していくような、システムを組んでいかなければいけないとですね、一市七町という大きな面積の中で、すべて、市役所に行かなければ物事が、トップが決めなければならないという身近な問題とか、そういう問題についてはですね、そういう体制でなくて、これからの時代のそういう住民自治ということを大事にした、そういうあり方にやっていくべきだということに私は思います。

○柳田会長

ほかにありませんか。はい、どうぞ。

○遠藤忠平委員(東由利町)

どうもこの協議第 11 号が延びておまして不思議に思っておりますけれども、今ここでは、これからこの消防団の取り扱いについては、このようにしたいという問題の提起でしょう。全部これ、今日決定するという訳ではないでしょう。例えば各市町のこれまでの活動や事情もあるんで、各分団長からも意見を聞きたいと、常備消防の意見も聞きたいと、問題の先送りではなくて、これから始まることについてどうですか。ということの問いかけをしているんだという理解でいいのではないですか。

事務局は、すり合わせは専門部会で、これからすり合わせをやるんですよ、そのためには各分団の事情もありますからそういう人方の意見も取り入れた方がいいですよという私たちの意見、これから専門部会でそういう各分団、常備消防も含めて意見を聞きながらすり合わせをして、もう一度協議会に出てくるという問題ではないですか。どうもこの根底が狂っているもんですから、深いところへ行ってしまうと、私の考えが間違っているんですか。こういうことをしたいという、この取り扱い、今日出ました。それをもって、これから委員の方からいろいろ、私の町ではこういう事情があるからそういうことも考慮してほしいということで、これから真剣に各分団長さんや団長さんや、常備消防や、いろんな人方の意見を聞きながらすり合わせをして、もう一回協議会に持つてくるという予定なんですよ。違いますか。

○事務局

お答えしたいと思います。本日、消防団の取り扱いということでここに挙げておりますが、消防団は合併時に統合するというのを今日、ここで皆さま方からご確認をいただきますと、そして

ここにありますように、例えば一番の問題だけでいきますと、消防団は統合時に合併する、一つの新しい市の中に消防団長が5人も6人もいるようなものでなく、一つの消防団になって、統合するんだと。そして、なお先ほども言いましたけども、安全で安心な市民生活確保のためには、分団等の組織については今のものでいかなければならない。そして、新市において適正、適正イコール減員、人を減らすということではなく、適正な組織体制について検討していくのは新市で検討しますと。これでいかがでしょうかと、それで今日、確認をいただきますと、どうしても協議会で委員の皆さま方から確認いただかないと、委員の皆さま方のご理解をいただかないまま、消防団のそれぞれの団の人とは話ができません。それで、今日、確認していただくことは、合併時に統合することについていかがですかと、ただし、分団等は当面、現行のままでいきます、新市において適正な組織体制を検討します、二番以下報酬等については調整を図りたいと思います。それでいかがでしょうか、ご確認願いますというのが今日の協議第11号の内容でございます。

○遠藤忠平委員（東由利町）

はいわかりました。

ですから、事務局も最初からそういうような上程の仕方、そして議長さんもそういうような話の進行にさせていただきたいと思います。どうもあっち行ったり、こっち行ったりして私方ついていけないようなところもありますので、よろしく願います。

○柳田会長

今、事務局の説明がありました、消防のことについては、まず地域の自治組織のことを最初にやるべきであるとのことでありましたが、私個人的には、地域の自治組織について、これから全国的に重要な課題にされるだろうと理解しております。

もう一つは、地域の自治組織のことがあまり強調されすぎて、市町村合併のメリットなるものが阻害されはしないかという問題もあると思います。

ですから、地域の自治組織を考えるか、協議会の中で議論することが重要であります。消防のことについては、今、事務局も話されましたように、新市に合併する前に組織としては決めてはおく、人数のことについては別に考える。その地域地域の実情もあるだろうし、例えばある町では、住民の数、面積、距離、過疎、過密問題や条件が異なるものがありますので、それは当然参酌しなければならないものと思います。

したがって、今すぐここで決めることは、難しいと思いますがどうでしょうか。

西目町さんには、段階的に決める方法だってあるんじゃないかのご意見もありました。今日は、消防の取り扱いについては、分団等の組織は新市において、どのような組織にするかということをご皆さん方から了解していただきたい。

新市になる時の消防の組織について、皆さん方からご理解いただければ、事務方としても進めやすいので、消防団に諮った上で組織を決めたいと思いますのでご了解ください。それでは、さまざまご意見をいただきましたが、これらを踏まえ、消防団の取り扱いについて行ってまいりたいと思います。

それでは協議第11号はこれでご理解をいただいたということで次に移ります。

協議第12号、姉妹都市等の取り扱いについてを議題といたします。

○事務局

8ページをお開き下さい。協議第12号、姉妹都市等の取り扱いについてご説明いたします。

姉妹都市等の取り扱いについての調整内容は、(1)姉妹都市等の提携及び交流事業については、現行のとおり合併時に新市に引き継ぐものとする。(2)国際交流団体については、現行のとおり合併時に新市に引き継ぐものとするという内容でございます。

9ページ以降に現況を記載してございます。10ページ、11ページには、姉妹都市、友好都市の締結をしている都市名と12ページ、13ページには交流事業を行っている事業名や団体名等、14ページ、15ページには国際交流にかかわる団体について記載してございます。

姉妹都市、友好都市の締結を行っている団体との交流、あるいは各種サミットなどを通じた交流事業は、各市、町において、これまでの歴史や文化のつながりにより提携し、市、町の事業、あるいは交流団体の事業として各界各層、幅広く相互交流を行っているものであります。

これらの事業については、これまでの経緯を十分尊重し、新市においても重要な交流事業ととらえ、現行のとおりすべて新市に引き継ぐという調整方針でございます。

なお、11ページにあります、大内町と姉妹町として交流事業を行っております香川県の大内(オオチ)町は今年4月、合併により東かがわ市としてスタートしております。交流事業は相手方のあることでもございますので、このような事例につきましても現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整を図るという内容でございます。以上でございます。

○柳田会長

この件につきまして何かご意見ございますか。はい、どうぞ。

○佐々木副会長(大内町長)

大内町でございますけれども、今、姉妹町ということで、さっき事務局の方からもお話がありましたように、うちの方では、香川県の大内(オオチ)町と姉妹町を結んで今日に至ったわけでございます。今年の4月に香川県の大内(オオチ)町は、ここにもありますように、3町が合併して東かがわ市になりました。

その後におきまして、うちの方の町に連絡が入りまして、毎年のように児童生徒、小学校、中学校12名の児童交流をやっておるわけで、夏はうちの方から四国の方にと、冬には向こうからうちの方に来ています。

それで、向こうの方も合併しましたのでどうだろうなと思っていたら、我が町と姉妹町を結んだ大内(オオチ)町の町長さんが市長になった訳でございます。それで、連絡が入りまして、ぜひ今までどおりそういうような姉妹町を結んでもらいたいということで3町の、要するに旧3町の児童、また中学生も今年はぜひ秋田県の大内にお邪魔をしたいと。是非、うちの方にも来てもらいたいという連絡が入っている訳で、そのように今後も引き継いでいきたいなど、思っています。その辺の実情を汲みながら、これについては引き続いてやっていただければ、国際交流はもちろん大事でございましてけれども、やはり国内交流、特に児童生徒のこれからの子供さん方へのやはり希望というか、そういうものを与えるというのが非常にいいことではないだろうか、こういうふうにご覧いただくといいかと、こちらでございまして。

○柳田会長

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでございますので、この原案のとおり承認したことに決定させていただきます。ここで暫時休憩いたします。

午後2時52分 休 憩

午後3時01分 再 開

○柳田会長

それでは会議を再開いたします。

協議第 13 号の広報広聴関係事業の取扱いについて、事務局から説明を願います。

○事務局

16 ページをお開き下さい。協議第 13 号、広報広聴関係事業の取扱いについてご説明いたします。広報広聴関係事業の取扱いについての調整内容は、(1)新市において広報誌を発行する。(2)新市においてホームページを開設する。(3)新市において広聴活動の充実を図るという内容でございます。17 ページ以降に現況を記載してございます。18 ページ、19 ページに一市七町の広報誌の発行状況、ホームページの開設状況、広聴活動の現況について記載してございます。広報誌については、毎月の発行回数に違いはあるものの、各市、町において発行しております。ホームページにつきましても各市町で開設をしております。新市においても広報誌の発行やホームページの開設により、広報活動の充実を図るものでございます。

広聴活動につきましては、現在、各市、町で行われている広聴活動のうち、特徴的なものを記載してございますが、新市においても広聴活動は行政運営上、当然行われていかなければならないことでありますので、これまで行われてきた各市、町の手法を十分参考にしながら広聴活動の充実を努めるという調整内容でございます。以上でございます。

○柳田会長

広報広聴関係の事業について今、事務局から(1)、(2)、(3)に係ることについて説明ありましたが、皆さん方からご意見、ご質問をいただきます。はい、どうぞ。

○小笠原良一委員(大内町)

大内町の小笠原です。

広報も確かに大事なことでありますけれども、まさに今やメディアでありまして、ご存じのように、この2台のカメラは我が大内町のONTのカメラでありまして、この合併協議会の模様が明日になると全町民に1分の短縮もなく放映されます。そういったことを踏まえまして、ぜひ合併いたしましたら、何とかこの方法も、メディアを取り入れた、一つの広報というものを是非ご検討願いたいと思います。

○柳田会長

はい、ありがとうございます。ほかに。どうぞ、村岡さん。

○村岡兼幸委員(本荘市)

本荘市の村岡です。

今の小笠原委員の発言に関連してでありますけれども、先ほど岩城町の町長からも一市七町の面積は全国でも3番目の広さになるという話もありました。そして一市七町の八つの地方自治体と一緒にいるという、構成要素が八つというのも確か、全国の方でも上の方から何番目かだというように理解をしております。

その中で、行政を考えた場合に、大きくて、また人口が多くてより効率的な行政ができるという側面と、小さくて人口が少なくてきめ細やかな行政ができるという、二面性というか相矛盾する二面性をどうバランスよく取っていくかという、行政の大きな課題だと思っております。その部分を解決するのはやはり広聴とか広報活動だと思われまので、先ほど小笠原委員からありましたように、大内町のケーブルテレビという実績があったり、あるいは矢島町では光通信ということで、総務省からも確か近々、もう表彰受けたんでしょか、そういう先進的な自治体の事例があるわけ

ですから、これから光ファイバー含め光通信網を一市七町の中でいかに整備していくかということ、非常に重要なことではないかと思っています。単に情報だけではなく、それは医療にもつながったり、あるいは防災情報にもなったりということで、この辺について、既にもう検討されているのかどうか含めてご意見をいただければと思います。

○柳田会長

はい、ほかにありませんか。

それでは、今、村岡さんから質問ありました事項について、検討しているかどうか。事務局。

○事務局

ただいま村岡委員の方から、光ファイバーを使ったような形で広報広聴活動をやらせようかと。合わせて医療、福祉、そういうお話もありましたけれども、現在、私ども事務局といたしまして、そして幹事会におきまして、これは一市七町を、いかに情報を瞬時に伝えるかということで、どのような方法があるのか、大内町さんのケーブルテレビもございます。それから矢島町さんは各家々へ光ケーブルを張っているということもございますけれども、そういう先進的な事例をいろいろと見た中でどのようなものやっていたらいいか、私ども検討しております。つい先日、そのためにこの事業を行っております総務省の東北通信管理局の方にもお邪魔いたしました。どういことがやっていたらいいのか、要するに一方通行ではない、住民の皆さん方からも、私は今、こういう状態なんだ、助けて下さいというようなことの、ボタンを一つ押すことによって、安全、セキュリティのやれる、そのようなものやっていたらいいか、この面積の広い部分をいくらかでもカバーできるんじゃないかというふうなことで私ども検討しております。もちろん、経費の問題を含めて検討しておりますので、一朝一夕でできるとは思いませんけれども、ただ、これはぜひとも新市においてはやらないといけないものということで、事務局、幹事会、そして専門部会、分科会を含めまして検討中でございますので、そのことをご報告しておきたいと思っております。以上です。

○柳田会長

そのほかございますか。はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

昔、東京都の知事でありました美濃部さんが、都民と対話の行政、都政をやるというのが公約でございました。東京都は当時 1,000 万を超える人口でありましたから、4年間で都民とどれだけ対話できたか、私は知りませんが、ただいま村岡委員からもお話ございましたように、大変広い面積の一市七町の合併でございます。4年間の中で、新しい市の市長の顔を見たことない、こういう地域の人がたくさんおるといことは、大変不幸なことだと思います。通信網を整備いたしまして、いろいろな角度から、何々市の新しい市長さんはこういう人で大変立派な人で良かったと、こういうようにはすることができるかもしれませんが、生の声を対面して聞く、これが一番でありませぬ。一市七町の集落、町内会、たぶん 500 を超えると思いますから大変な作業だとは思いますが、新しい市の市長の顔は、やはり地域社会の皆さんに安心して迎えていただけるように、やはり対話の行政をやっていたらいいか。ぜひこれも重要事項として、私は取り上げていただきたいと思っております。

○柳田会長

そのほかございますか。矢島さんはどの程度まで進んでいますか。

町長さんからご説明いただけませんか。

○佐藤副会長(矢島町長)

それでは矢島町の今のブロードバンドの光ファイバーについて、現況をちょっとお話し申し上げます。

光ファイバーは、従来の電話線を使った場合のスピードが、人間が走る速さでございます。光ファイバーはジェット機の速さで、瞬時に画像が映ると、こういうことで、これは一方的に行く、住民からもすぐ来ますし、こっちからもすぐ住民に早く画像が伝達できると、こういうことで、現在、310戸が活用しております。そしてそれぞれ配線は各家庭の一番近い電柱まで光ケーブルを全部、工事を完了いたしております。それで、現在、難視聴地域のテレビ共同アンテナの組合が約10ございますが、これも全部光で1カ所から受信できるように、この工事が大体9月半ばで完了いたしますが、そのほか実は、100チャンネルを受信できるテレビの装置もございますが、これはいずれ時期を見て設置いたしたいと、そのように考えております。今、活用されている矢島町の企業、また個人の方々からは大変感謝をされておりますし、矢島町の場合は、全国でも今、初めてでございますが、施設を全部NTTさんに貸し付けております。そしてNTTさんから賃貸料でメンテナンスを全部やると、こういうことで、従来の月の利用料が1万2,000円ぐらいかかっておりますが、現在活用している方々は6,500円、これが、加入者が多くなればなるほど、料金がずっと下がっていく、そういう仕組みで今、矢島ブロードバンドと、YBネットということで今、組織を立ち上げておりますが、ぜひ、ほかの市町村でもこれをご活用なさっていただきたいと、そのように思っております。以上でございます。

○柳田会長

どうも、貴重なお話を伺いました。ありがとうございます。

そのほかございませんか。

ここでは1、2、3とございまして、新市において広報誌を、これは各町で現在も出しているんですが、新市においても出すんだということですね。それから新市においてホームページを開設する、これも各市町においてホームページを開設していますが、新市においてもホームページを開設する、これは今、常識的になってきていることであります。

それから広報活動の充実を図るといというのは今の光ファイバー網を新市、面積が広ければ広いほど大事なことと思っております。その意味においても広聴活動の充実を図ることとして、ご理解いただきたいと思っております。

これについて何か、ご意見なければ、ありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

なければ承認と決定いたします。

それでは協議13号の取り扱いについては承認と決定されました。

次に、協議第14号、市・町立学校の通学区域の取り扱いについて、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、資料20ページをお開きいただきたいと思っております。協議第14号、市・町立学校の通学区域の取り扱いについてを説明いたします。

調整内容といたしましては、市・町立学校の通学区域については、現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整するというような内容になっております。通学区域につきましては、地域性やこれまでの経緯を踏まえまして、新市には現行のまま移行することになりますが、必要が生じた場合は、保護者の意向や地域の実情を勘案して弾力的に対応できるような内容となっております。なお、資料につきましては、22ページから25ページまでが一市七町の小学校の状況と通学区域の内容を掲載してございます。

22 ページの由利町の欄、ご覧いただきたいと思います。22 ページの由利町の欄の一番下の方には、16 年度に統合・開校いたします由利小学校の予定の内容を掲載してございますので参考にして下さい。

なお、中学校の状況につきましては、26 ページと 27 ページに中学校の状況と通学区域の現状を掲載してございます。以上でございます。

○柳田会長

このことについて何か、ご意見ございませんでしょうか。市町立学校の通学区域については現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。ご意見ありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、14 号については承認と決定されました。

次に、協議第8号、新市の名称の決定方法について、これは継続協議でございます。それでは、新市の名称の決定方法について、前回「第5回には決定する」ということで申し上げておりますので、何ぶんとその意味も含めましてご協力のほどよろしく申し上げます。

新市の名称の決定方法について、最初は「公募する」か「公募しない」ということについて、前回の協議会では、「公募する」という意見が多かったようですが、特に発言があればお伺いしたいと思います。

○斉藤栄一委員(西目町)

西目町の斉藤です。

前回とその前、新市の名称の方法についてということで私が報告いたしました、基本的には変わりません。ただ、この合併協議会だよりを拝見しましたら、私が公募の範囲を限定しないということをお願いしたら、全国ということで書かれております。うちの協議会で協議した結果、「一市七町」ということにしました。訂正いたします。

あとは、「公募する」と、それから「現市町名を使用可」ということと「一市七町に公募する」ということで、あとはこの協議会で絞って、そしてまた持ち帰って、また協議会でまた絞ってということの方法を協議しました。以上です。

○柳田会長

はい、どうもありがとうございました。

○眞坂孝衛委員(鳥海町)

鳥海町の眞坂です。

鳥海町では、前から公募の範囲を全国というようにしておりましたが、ほかの市町の皆さんの意見が一市七町でよかろうというようなことで、私どもも議員の全員協議会も開きましたが、その中で、そういうことであれば一市七町に変更した方がいいだろうということで、範囲を一市七町にすることに変更しましたので報告しておきます。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○小松義嗣委員(東由利町)

東由利町の小松です。

協議会だより等に東由利一人が反対のように書かれております。私、当初言いましたように、一市七町のこの法定協議会が主体した公募ではなくて、各市町それぞれ自体で公募するというようなことでしたので、公募しないというのにはあてはまらないと思います。従いまして、各市町で公募するということは、一市七町の範囲で公募することと同様ですので、「公募する」ということで、一市七町の中でやるということにしたいと思います。よろしくお願いします。

○柳田会長

ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

○齊藤好三委員(本荘市)

私の方から一つ、前回ちょっと言葉が短かったようですけれども、「公募する」ということと、現市町名の使用可ということ、公募には一市七町でまず準備すれば足りるということで、協議会で決めることはこれはもう原則でございますけれども、その前に絞り込みか何かして小委員会で十ぐらいに絞り込んでやるということを提案します。

同時に、この間申し上げました「現市町名使用可」というのは、私は、その町々の皆さんというのは、みんなそれぞれ地域の暮らしによって支えられていると思うんです。ですから町の名称もやっぱり名字と同じように私は文化だと、そういうように、私個人ではとらえてございます。

そういう中であっては、歴史、伝統、あるいは風土から根ざしたものがその町名でないか、また市の名前でないかと、そんなことを思っております。それがまた郷土愛とか文化だとすれば、やはり自分の町はどこに行っても誇りがあるということで、由利に行ったり秋田に行ったり、あるいは日本にいたり、文化というのは、地元を、そこが発展するところが、地元が発展して、私は文化というのは成り立つと。ですから、名前はそれは入れるべきだというのが私の理論です。それからもう一つは、地方自治法3条の中で、私は法律論はわかりません。地方公共団体の名称は、従来の名称であるというんですね。これは大原則だと思うんです。ですから今までである合併する場合はその名称の中からということでないでしょうか。これはなかなか、学者も見解の分かれるところでありまして、自治法違反でないかとか何かとありますけれども、それは別にしても、やっぱりそういう中で、私はこの一市七町のものはどうしても公募という、民主的なものでやるとすれば、当然、範囲を設けなくて、広く私は公募するべきだと、そういう意味で一市七町の名前は入れるべきだと、そういう意味で私は思ってますので、ここを皆さんにお伝えしておきます。以上であります。

○柳田会長

はい、どうぞ。正木さん。

○正木 正委員(矢島町)

矢島町の正木です。

公募の問題、新市の名称の決定の方法につきましては、いろいろ前回、矢島町、岩城町さん等は、現市町名を使わないというような形でのお話ありましたが、岩城さんは付け加えて柔軟性を持って、それにはこだわらないという結論を出しております。

我が町としても、いろいろ意見を持ち帰って、関係団体ともに検討させていただきました。我々なぜあの時点でこだわったかというのは、やはり新しい新市の建設計画という部分から、イメージが生まれて初めてそういう名前が生み出されるものというように、そういう考え方を前提に持っていたものですから、当然の理屈として我々は考えた訳でございます。当然、新市の名称という部分については、事務レベルの協議と一緒に進む訳でございますが、建設計画がイメージ的に生まれてきた時点でその名称が決められればなという願いもありましたので、我々もそういう願いが

届くように、今後の建設計画と我々の願いが届くような、そういう環境づくりをしてほしいということで、いずれ地域自治組織の部分についてももうたわれておりますように、大字、小字は使ってもいいというような方向になっておりますので、我々も新しい新市の下には何々市、西目町とか、そういう部分がそれぞれの地域、伝統、文化、そういうものが生かされるのではないかと考えています。我々も一市七町の考え方にそぐうことにいたしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

関連してあとでご質問申し上げます。

○柳田会長

ありがとうございました。

○佐々木正男委員(大内町)

大内町の佐々木でございます。

今日の6月のこの協議会で、一応、決定方法を決めるということで、前段非常に時間を白熱して使っていただいておりますので、皆さんだいぶすり合わせが大変よくなったようでございます。うちの町でも、一応、公募、しかも現在使用されておる市町村名はそのまま中に含んで公募すると、その公募範囲も、一応、県内ということでございましたが、その後いろいろ皆さんとお話した結果、一市七町の中で公募したいと、こういう意向になっております。非常に皆さんの中で、同じような価値観でこれから新市に向かって新しい市の町、名前を決めたいという形で盛り上がってきたのではないかなと思って、大変喜んでおります。以上でございます。

○柳田会長

今日の協議会は、午後3時半までとしてありましたが、午後4時まで延長します。

○小笠原良一委員(大内町)

ほとんどの方が「公募する」という意見が出たようでありますけれども、私見ですけれども、今までの、例えば山梨県が「南アルプス市」という、できるだけカタカナという、我々日本国でありますので、どこの国かわからないような市の名前にならないようにということと、それから、単なる新市名称だけの名前の応募だけでなく、必ず思い、理由をきちんと書いたものでなければ無効といたすといったものぐらいの、例えば隣三町はマツミ市とかハタダ市とかという、そんな応募があったと聞こえておりますので、できれば単なる名称だけでなく、きちんとした思い、理由を記入してもらおうといった公募をできればお願いしたいと思っております。

○柳田会長

はい、どうもありがとうございました。

○工藤兼雄委員(本荘市)

ただいま一市七町の公募ということは大体決定したようでございますけれども、この決定の中の、今度、下の方に行きますとひな型原案、どのような方法でこれを公募していくのか、募集要項というのがあろうかと思っております。そういうものについては今、3時半までの予定ということもございまして、この原案は、やはり事務局の方に一任していただいて、あと大体のすり合わせをやったところで原案を出していただければ早く決まるんじゃないかということにも考えておりますが、いかがでしょうか。

○柳田会長

どうも貴重なご意見、ありがとうございます。

それではちょっと、前の方に進みます。公募するかしないか、そしてたゞいま皆さん方からお伺いしたところ、公募するというのが全員のようにございます。そしてまた範囲は一市七町でよいということでございますので、公募する、その範囲は一市七町でということで皆さん方からご承認していただだけますね。異議ないですね。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、前回、現市・町の名前は使用が可能か不可能かという意見も出ましたが、たゞいま矢島さんは、岩城さんもこだわるものでないよとのことでしたが、それでは現市・町の名前の使用は可能ということでありますので、それに皆さんご依存ございませんね。

○阿部一雄委員(岩城町)

先般の、岩城町の地域振興研究会の結論は、現市町名の使用は反対ということであります。ですから満場一致ではありません。

○柳田会長

今、矢島さんの方はそういうように理解されたと。阿部議長さんの話は、この前はそう言ったんだけどもということ、それを直接聞かなかったのが大変…。

それでは、岩城町は全員、今日は5名いらっしゃるんですが、岩城町はまとまったご意見ですか。加藤さんどうなんですか。

○加藤副会長(岩城町長)

この名前については、名は体をなす、まさに名前というのは大変に、その地域を象徴することありますから、大変大事なことであります。それだけに、これから対等合併、新しい新市を作るといふ、そういうことになれば、皆さんでそういう新しい市のイメージした名前をつけるべきだと、こういふのが最終的なご意見でありました。

いずれにしても、ただ一つしか名前は決めることができないのは当然でありますから、最終的な決を取る、取らないを別にして、大体これはそういう流れに、ただ、そういう見解であるといふのは、それは議長が話したとおりであります。新しい市を、頼るんじゃなくて、吸収される、そういうんじゃなくて、みんなで新しい市をつくる、そのことが大変大事なんだよという、そのことを我々は自覚していかなければならない。名前がすべてではありませんけど、されど頼る、そうではなくて、やはり自分たちで新しい市をつくっていくんだという、このことを中に秘めながら我々は皆さんと一緒に歩んでいきたいと、こういうことであります。

○柳田会長

それでは、現市・町の名前の使用については制約はしないということで、それで皆さん、いいですね。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それではそのように決定させていただきます。

次に、募集要項で他に確認の必要なものがありましたら、募集要項として必要なことはということでご質問いただきましたが、事務局、何かありませんか。

事務局一任ということで皆さんいいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

いいですか。それでは、皆さん方から、募集要項については、事務局一任ということで、はい、どうぞ。

○阿部副会長(東由利町長)

まずは、東由利町で、先ほど私どもの委員が公募しないというふうなニュアンスのというふうな申し上げ方をした訳でありますけれども、それは公募でも何でもいい訳でありますけれども、一つの名前をどう絞っていくのかという議論をしながらそういう言い方をしたのであります。公募いいです。まずは皆さんもそうだとすれば私らもそれでいきたいと思えますけれども、まずは、1万点も集まった中でですよ、一つを何として絞るのかということを議論しないで、その新市の決定にはならないわけでありまして。

私は事務局ではなくて、ここでどういような、一番下が公募だとすれば、どうやって一つの名前にするというのを議論しておかないと、たくさん出たもの何とするんだと、この次また、そういう議論をしなければならぬ訳であります。事務局の中では、例えば小委員会というふうな言い方をしたそうであります。小委員会でそうすれば誰が小委員会になると、事務局どうして私、しゃべったところありますけれども、まずは時間も4時まである訳でありますので、事務局一任でなくて、公募の方法論も含めて、ここでいろいろと意見を皆さん言って、それで今日まとまらないとすれば事務局整理して下さいという言い方の方が、私は一つの名前を絞る時間的な整理のしかたができるのかなというように思えます。是非、私らの方はそういう意味で、各市町で二つぐらいに絞って、そして二つとすれば16に絞ってここで議論すれば、小委員会でなんて言わなくても、スムーズに、長い時間かけないで決めていけるんでないのかというように言い方をして、各市町で絞ってこようという言い方をさせてもらったところであります。

ぜひその他、議論してもらいたいと思えます。

○柳田会長

そのあとの問題も出てきますが、今、募集要項についてここで提案したわけがございますので、募集要項については、例えば募集要項について、ハガキでやるのかさまざまありますね。そういう方法だとか、それから年齢は何歳以上にするとか、そうしたことがありますね。ですからその募集要項について、事務局の方に一任ということで。

それから、新市の名前については、あとで出てくる問題ですが募集要項については、今日、決定したいということをお願いしたのでありますので、ご理解いただけたらと思えます。

なお、募集要項について、事務局一任とは言いながら、参考になるものがあつたら、出してください。出していただいて結構です。

○前川 侖委員(岩城町)

事務局一任、私もこれはいい、結構だと思いますけれども、ただいま東由利町長さんがおっしゃられましたように、一任といってもどういような公募のしかたをするのか、この手引き書にも書かれております。市町名の決定のことで、その中では、人口規模よりも大きい市町の名称が選ばれることが危惧されると、こう書かれております。ですから、言ってみれば、この中で、約半分ちかい人口は本荘市にあるわけです。どうい方法を取るのか私よくわかりません。事務局の方でどういようにするのかよくわかりませんが、そういうのが危惧されるというようにうたっておるんです。うちの町長もさっき言いましたけれども、これは新設合併であります。みんなが、ああ良かったと言われるような、そういうやっぱり、私は名称を徹底すべきだと思います。

確かに、それぞれの町では、おらほの町の名前だ、おらほの町の名前だと、こういうふうな綱引きが始まるのかなと、私は思います。これが危惧されます。はっきり申し上げますけども、今、現市の市・町の名前を使うということですから、可能性としては本荘、由利、鳥海、この三つが絶対出てきます。岩城もそうでしょうけども、いずれこれがみんなで綱引きが始まると思うんですよ。ですから公募の方法をやはり、はっきり決めないと。

○柳田会長

わかりました。今ちょっと、この先のことを懸念されたご発言がありましたけれども、今は募集の話で、形式まで踏み込んだ話はではありません。事務局一任というのは、募集方法をどうしようかとかという話であります。

それでは、事務局ではどういうことを考えているのか説明してください。

○佐々木副会長(大内町長)

私からは、公募ということで、一市七町の募集、公募ということに決定されたわけでございますが、そう言いながらもやはり基本的なこと、要するに事務局の方に一任というようなことでは委員の皆さん方は納得しない面が多くあるのではないだろうか、こう思います。でありますので、やはり、募集要項そのものも、また集まってきたその名称につきまして、どのようにして絞っていくのかというようなこともやはり、これは基本でございますので、そういうようなことは事務局一任ということできしに、各委員の皆さん方の協議を経て、そういうものを決めていただきたい、こういうふうに思う訳でございますので、その点、会長の方からお取り計らい願いたいと思います。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)

鳥海町の今野です。

今、募集については事務局一任と、これは例えば小学生からやるのか、あるいは中学生から対象にするのかということだと思います。あるいはハガキか手紙でもいいのかと、これは事務局に一任してもいいと思います。ただ、さっき大内さんの方から出ましたように、ただ名前だけ出てくるのではなくて、いわゆる、何でこうなんだという意味をきちんと書かないと無効にした方がいいという、そこは私、そう思うんですよ。そこまででいいと思うんですよ。今、大内町の町長さんが言われたように、いわゆる募集後の話までも入っているんですね。その話はもう、第1回目では、私の町では言っています。それは、いわゆる数のいっぱい入ったものが優先されるとかそういうんじゃない、出てきたものが各町から3点ぐらいずつ、各町から選び出してこの協議会で決めた方がいいんじゃないかと、こういうように鳥海町で前に話していますので、それはそれでいいじゃないですか。

まずどうして応募するかということは、そういう意味で事務局にお任せしたいと思います。ただきちんと、なんでこういう名前なのかということを入れておくということだけ言っておきたいです。以上です。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○工藤兼雄委員(本荘市)

皆さん方が先ほどからいろんな話でハッスルするもんですから、私は、原案づくりを事務局一任ということにしたのでございまして、原案を作っていたのを7月の会議に出していただいて、

そうすれば8月か9月頃には発送して12月頃には集計できるんでないかなという予想を立ててたんでございます。そして今のそれを、すべてを事務局に一任というのではないんです。先ほど私は原案という言葉を使ったのは、皆さん方、もうすっかり忘れてるんじゃないでしょうか。

○柳田会長

事務局で研究しておりますので、参考にしてください。

公募範囲を一市七町と最初から書いているのは、おかしいことと言われるかも知れませんが、その辺のことについてはご理解ください。

○事務局

よろしいでしょうか。皆さまのお手元に協議資料としてお出ししておりますけれども、実はこれはほかで、やはり公募をされております合併協議会の資料等を参考にいたしまして作ったものでございますが、応募資格としまして応募範囲、これは本日「本荘由利一市七町」ということでご確認をさせていただきました。

次に、年齢制限のところ为先ほど、鳥海町の議長さんもおっしゃいましたが、「小学生以上」なのか「中学生以上」なのか、「制限なし」なのか、または年齢として「18歳以上」なのかというのが、これは今日、決めていただければと思います。

それから、募集の制限等ということで、「現市・町名の使用の制限はない」と。制限を明記しないということで今日、確認されておりますので、それは制限を明記しないと。表現方法につきましては、漢字、ひらがな、カタカナ、もちろん上記の組み合わせによる名称も使用できるものとします。

応募数については、一人何点でも応募できるが、同一に1人の人間が同じ名前の応募をした場合は1点に限り有効とする。一人の人が同じ名前を10枚、20枚出したとしても1点としか認めないと。

応募方法としては、官製ハガキとありますが、これはハガキ、それから封筒、電子メール、ファックス、これを全部使うのか、その一部でいいのか。記載内容につきましては新市の名称、提案の理由、住所、氏名、年齢、電話番号、募集期間は1カ月でいいのか2カ月、いや3カ月なのか、周知方法としては一市七町ですので、協議会だより、各市、町の広報誌、ホームページ、これで周知したいと。

記念品はあった方がいいのかないのか、なくていいのかというようなこと、それから特記事項としまして、同一名称への応募数については、選定の際の参考にとどめるのか、いや多い方でいいのか。

応募された作品に関する一切の権限は本荘由利一市七町合併協議会に属すると。応募作品をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じて作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるというようなことで、一応、これは討議の資料として作らせていただきましたので、ここでご紹介したいと思います。以上です。

○柳田会長

今、協議の資料として出しましたけども、ここで事務局の方で、できたらここで決めてほしいなのは、年齢制限なんですけど、小学生以上、中学生以上、制限なしなんですけど、中学生以上の方がいいんじゃないかという意見もあったし、どうでしょうか。東海林さん。

○東海林京子委員(本荘市)

本荘市の東海林です。

やはり自分の思いを出せるとなれば、小学校高学年ぎりぎり、中学生ぐらいからがいいのではないかなと思います。

それで、質問ですけども、応募方法の封書とありますけども、これは必ず封筒に入れて切手を貼って提出するという事なのではないでしょうか。それとも、例えば市役所とかその関係のところに行った時に、何かそういう用紙もあって、それに書いて封書に入れてやるというのでしょうか。その辺のところ一つお願いしたいと思います。

○事務局

お答えしたいと思いますが、これはすべてを使うかどうかはわかりませんが、ここで協議していただきたいと思いますが、封書につきましては、あえて私どもの方で書式は作りませんが、例えば、案としまして、提案の理由を長々と書くためにはハガキでは無理だとか、ハガキだとあまりにも見えてしまうので封筒に入れたいという場合、封書で出しても結構じゃないかということで入れました。なおそのときは、必ず切手貼らなければだめなのかというお話もありましたけれども、それぞれの市、町の窓口のところに出されるのも結構です。これは必ず切手を貼らなければならないということではなく、確実に届くような方法であればいいのかなということで、案として出させていただきました。以上です。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○加藤副会長(岩城町長)

今、東海林さんから、そういう判断できるのは、先生やられたお立場で、小学生以上、中学校ぐらいじゃないかというお話されておりましたが、私は、新しい市を作る次の世代の、そこに住んでいる住民が家族でもこういうことを話題にして、子供たちもどうなんだと、お前たちも資格あるんだよと、これが一つの新しい原動力、エネルギーになっていくのではないかと。ですから、字を書ける、書けない、考える、考えない別にしてもそういうチャンスは、家庭内で話をするにしてもですね、やはりそういうチャンスはみんなにあると、こういうことで私は無制限の方がいいのではないかと。私には思いますが。

○柳田会長

無制限との意見もありましたが、その他にご意見は。

まあ中学生ぐらいになればそれなりの意見もあるでしょう。小学生になれば字は書けますが、1歳児で字は無理などさまざまな意見ございますが、どうぞ皆さん、自由にご発言下さい。

○正木 正委員(矢島町)

無制限に賛成です。

○柳田会長

矢島町さんは無制限ですね。そうしたら、各ブロックからみんな、しましょうか。

○阿部一雄委員(岩城町)

応募方法、官製ハガキ、封書、電子メール、ファックスとあります。これを見まして私が感じましたのは、一市七町の合併で新市のまちづくり計画の策定にあたりまして、地域住民にアンケートを取りました。その10代、20代の若い世代、1.9%、9.7%、30代すら11.3%であります。全体を100%ととらえますと40代、50代、60代、無回答合わせまして圧倒的に高齢者、中高年者が回答率が多い。10代、20代、30代からは、新しい市の建設計画に対する要望すら拒否をされたのかなと。あるいは、きっとよくやってくれるから任せておいたという答えなのかもしれませんが、こういうふうに自分から新しい市の名前をハガキに書いて、理由まで書いて、あるいは封書で切手を

貼って出して下さいというやり方で、本当にどれだけのものが集まるのかなという感じもしない訳ではありません。もしこれを多数の皆さんにという期待があるなら、相当な広報活動をやらなければという感じもいたす訳であります。

ですから一市七町、一生懸命になってそれぞれふるさとに思いを込めながら、新しい市に期待しながらユニークな新しい市の名前を出していただければありがたい。そうなるように事務局の方で頑張っていたいただきたいと思います。

○柳田会長

それでは、年齢制限のことをまずここで決めたいと思います。

会議時間を午後4時半まで延長します。

それでは、本荘市さんからは。

○東海林京子委員(本荘市)

自分たちの思いが新市に反映できるという、本当にいいチャンスですよ。ですから、これは必ずしも中学生でなくとも、小学生でもそういうような思いがきっちりと表現できると思います。

○柳田会長

そうすると制限なしですね。

○東海林京子委員(本荘市)

小学生以上。

○柳田会長

はい。

それから岩城町はいかがですか。もう1回確認します。

○前川 侖委員(岩城町)

うちの方は統一意見、制限なし。

○柳田会長

はい。大内町さんは。

○成田正雄委員(大内町)

今、3人で話し合いました結果、制限なしだそうです。

○柳田会長

西目町さんは。

○斉藤栄一委員(西目町)

制限なし。

○柳田会長

鳥海町さんは。

○今野義親委員(鳥海町)

制限なし。

○柳田会長
東由利町さん。

○遠藤忠平委員(東由利町)
小学生以上。

○柳田会長
はい。由利町さんは。

○村上 亨委員(由利町)
制限なし。

○柳田会長
矢島町さんは。

○正木 正委員(矢島町)
制限なし。

○柳田会長
制限なしが多いようですので、それでは制限なしということで決定します。
それから、表現方法は、漢字、ひらがな、カタカナ、上記の組み合わせの名称も使用できるものとする。これも何でもいいというふうな表現なんだけど、いいですね。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長
それからここでは1人何点でも応募できるが、同一人の同一名称の応募は1点限り有効とする。これもこれでいいですね。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長
それから応募方法についてハガキ、封書、電子メール、ファックス、これは全部、みんな、いいですね。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長
それから新市の名称、提案の理由、住所、氏名、年齢、電話番号、これについてはいかがですか。皆さんいいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

異議ないですね。

それから募集期間なんですけど、1カ月、2カ月、3カ月とあるんですが、これはどのぐらい、さつき岩城町さんもおっしゃったんですが、やはりPR相当しないとなかなか集まらないかもしれませんね。だからそういう意味で1カ月なのか2カ月なのか、その辺どうでしょうか。はい、どうぞ。

○工藤兼雄委員(本荘市)

ちょっと、ただいまの制限なしの件で確認をしたいんですが、制限がないということはゼロ歳からでも、例えば、乳児からでもいいということなんじゃないかな。ということはどうも、字を書ければ、教えればできるという発言がございましたけれども、それでは思考力があるかどうか。どうして新市のあれを、理由づけをしると言った場合にどのような形で書くのか。代筆をされてくるのか、あるいはそのとおりを子供が書かせるのか、強制をするのか、そういう疑問点が私は残るんで、これが孫子の代まで新しいまちづくりの一つの原点になるだろうかという疑問が浮かびます。そこら辺のところを確認したいと思います。

○柳田会長

これについて皆さんどう思いますか。要するに、年若くて字も書けないとなれば問題もありますが、皆さんどうでしょうか、制限なしの方々にお伺いしますが岩城の町長さんからどうぞ。

○加藤副会長(岩城町長)

そういうように詰めていきますと、そういうご議論にもなるかと思えます。しかしながら、この合併の名前をイメージするというのが大変大事なことでありまして、必ずしも理由付けが、こうでなければいけないというものでは決してないと思うんですね。こういうような市だよと、これもまたあれですから、子供にそこまで理由づけ、例えばですね、それにきちっと書かなければいけないとか、そういうことではなくて、もっと、何と言いますか、大らかに考えてもらってもいいのではないのでしょうか。要するに、市民として子供もゼロ歳児であっても市民として同じ参加資格があるんだよと、このことだけで私は、意義あるのではないかというように思いますけれども。

工藤さんのおっしゃるようなこともそれは間違いではないと思いますが、私はそういうように思います。

○柳田会長

結局、代筆ができるということなんです。住所氏名を書いているから代筆でもかまわないということで、整理することにします。

○柳田会長

どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

先ほど理由づけないものは受け付けないというような意見もありましたけれども、それで決まった訳ではありませんので、理由づけを書ける人は書いていただきたいと。ただ、何々という町だけでも私は有効のその人の思いだということにとってもかまわないと思いますので、無制限、必ずしも理由づけをしなくてもよいというようなことで結構だと思います。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

異議ある方、ありませんか。
今の発言に対して工藤さん、いいですか。

○工藤兼雄委員(本荘市)

私はただ、常識の問題を言っただけであって、皆さんが良ければそれで結構でございます。

○柳田会長

はい、わかりました。

そうすると、募集期間について、1カ月、2カ月、3カ月とありますが、募集期間、1カ月で果たしてできるだろうかという、事務局からすれば心配もあると思いますが。

○阿部副会長(東由利町長)

私は、1カ月でいいのではないかと思います。参加しようとするのでありますから、参加したくない人は出さなくてもいい訳ですから、公募と決めたら、また無制限と決めたら覚悟しなければなりませんですよ。ですから何点集まってもこれは公募です。ですから私は1カ月で十分だと思います。

○柳田会長

この件について副会長から意見を聞きたいと思いますが、いいですか。
東由利さんは1カ月ですか。

○阿部副会長(東由利町長)

そうです。

○加藤副会長(岩城町長)

時間的に余裕あるとすれば、やはり、先ほど来出ております、市民の皆さんに情報、町民も含めてやるとすれば、時間的に余裕あれば、私は2カ月の方が望ましいと思います。

○柳田会長

はい、大内町さん。

○佐々木副会長(大内町長)

私はやはり、命名をするんですから、いろんな角度から考えて公募すると、やはり、2カ月の方がいいのではないかなと、こう思います。

○柳田会長

矢島さんは。

○佐藤副会長(矢島町長)

私は余裕をもって2カ月。

○柳田会長

由利町さん。

○阿部副会長(由利町長)

2カ月でよろしいと思います。

○柳田会長
西目町さんは。

○三浦副会長(西目町長)
2カ月。

○柳田会長
それから鳥海町さんは。

○佐藤副会長(鳥海町長)
私も2カ月ぐらいが妥当だと思います。

○柳田会長
本荘市も2カ月で、さまざまなお意見もあるでしょうけども、事務方も忙しいようですので余裕をもって2カ月ということではいかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長
それでは、期間を2カ月ということにいたします。
周知の方法は、協議会だより、各市町広報誌及びホームページの3方法を使うということで周知方法は協議会だより、各市町の広報誌、そしてホームページと、この3つを使って周知を図ることとします。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長
記念品のことについては、事務局から他の例も含めて、参考までに説明をお願いします。

○事務局
記念品につきましては、ほかでもやはり出してはおります。金額は決して高くないようです。中には高いところもありますが、それで、せっかく応募いただいたものですから、記念品はあったらいいかなと。内容につきましては、事務局というか幹事会の方に任せていただければというような気をしております。以上です。

○柳田会長
これは応募すればとにかく記念品あるということですか。

○事務局
素晴らしい名前を出していただいた方、1名にまず一つ、それから、その前後に何名とか、同じ名前の場合もあるでしょうし、そういうことです。

○柳田会長
それはあとの、決まった段階ですね。

○事務局

全員でなくて、賞品という形です。

○柳田会長

名称が決まった場合の話です。

○阿部一雄委員(岩城町)

例えば、何々市ということに決まったとして、応募された方が同じ市の名前の方が 200 人もおったという時、抽選で決めると。これ以外ないでしょう。そうすると、どなたか1名ですよ。記念品いただくの。未来永劫に続くかもしれない新しい市名を選んだ方のそのほかの人は、どういう思いになるんですか。私だって書いたんだよという人が 200 人もおったらどうなるんですか。私は記念品いらなと思います。

○柳田会長

これは今度、各議長さん方から。

それではあれですか、幹事会に一任することにして…。

○齊藤好三委員(本荘市)

ちょっと待って下さい。今、岩城の議長さん言われましたけれども、それはいいけど、ほかの方はやってるところもあるようですから、やっている所の市の方はなんとなっているんですか。そこら辺、事務局、ちょっと教えて下さい。

○事務局

今、他の例ということでありましたのでお話ししたいと思います。

他の協議会の中では、やはり新市の名称として選ばれた応募者の中から抽選で賞を決定しているというようなものが大半のようであります。

○齊藤好三委員(本荘市)

わかりました。そうすればそれだって、やったって別にあれだし、やらなくても、やらないのが一番いいのかわからないけれども、どのようなものでしょうかなと思って。

○柳田会長

これ、幹事会に一任ということではいかがですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

記念品のことについては幹事会にご一任させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

それでは、継続協議中の協議第8号につきましては、本日、決定した事項を事務局から確認の意味で報告いたします。

○事務局

そうしますと、継続審議中の第8号につきましては、公募するということで確認させていただきま

公募の範囲は「本荘由利一市七町」、それで年齢につきましては「制限はなし」、それから現市・町名の使用については制限を明記しません。表現方法については、漢字、ひらがな、カタカナ、上記の組み合わせの名称も可能です。1人何点でも応募できるが、同一人が同一名称の場合は、1点限り有効とすると。応募方法について、皆さまのお手元に「官製ハガキ」とありますが、これは今、私製の自分で作るハガキもございますので、訂正させていただきたいと思いますが、ハガキ、封書、電子メール、ファックス、すべて使えると。記載内容は、新市の名称、次の提案の理由は、書いていただければ望ましいと。もしここを書かれなくても、それがために無効になることはない。住所、氏名、年齢、電話番号、募集期間につきましては2カ月、周知方法は協議会日より、各市、町の広報誌、ホームページとありますが、報道各社の方にもここはお願いしたいというように思っております。

記念品等につきましては、幹事会の方に一任するという事で確認いただいたものと思います。以上です。

○柳田会長

ただいまの報告のとおり確認しました。これをもちまして議題はすべて終了しました。

○松田 訓委員(鳥海町)

今日、協議第8号は、新市名称の決定方法についてでございます。募集方法ではありません。したがって、この募集する場合に、出された場合に、じゃあその応募されたのがどういう形で決定されるのかという、必ず、一市七町の皆さん方思うと思うんです。従って、その、皆さんから応募されたものが、こういう形で決めるんだよという一つのプロセスを、やはり公募する場合に、募集要項の中に入れるべきじゃないかなと、そのことがあって初めて、新市名称の決定方法が固まったということになるんじゃないでしょうか。そのことを確認したいと思います。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

大変失礼いたしました。最後の部分を私、説明しないでしまいました。最後は、この協議会において決定するということを、これは本日、確認していただきたいと思います。

ただ、その途中として小委員会を設けるのかどうかは、これから幹事会、そして皆さん方と協議して参りたいと思っておりますので、最終決定はこの決議会でやるということを確認いただきたいと思えます。以上です。

○佐々木副会長(大内町長)

今、事務局から、この協議会にかけて、それを協議した上で審査会とかそういうものあると思いますが、それからスタートするということになると、もう1カ月募集が、公募が延びるということにもなりますよ。それでいいんですか。

○事務局

選考方法については、これから協議するということで、募集の部分、それから募集要項につきましては本日、皆さまから確認いただいた内容で進めさせていただきたい。そして、そのあと選考方法、最終的な決定は、これは当然、ここの協議会ですが、選考方法についてはこのあと協議したいというふうな内容でいかがでしょうか。

○茂木好文委員(矢島町)

今日、先ほど、松田さんから発言ありましたけども、募集要項を決める会ではないです。決定方法を決めろということですので、最終決定は間違いなく協議会で決めます。それまでのあいだに、例えば募集しました、集まりました、何点に絞られました、そこまで決めないといけないんじゃないですか。今日は募集だけじゃないですか、これ見てみますと。集まったあとに、例えば小委員会という話もありました。会長、副会長さんに任せるとい話もあると思います、例えば。でも、その部分を決めないと、決定方法を決めるという議題にそぐわないんじゃないでしょうか。私はそう思いますけども。

○柳田会長

これは、今日は、8号は新市の名称の決定方法について、先ほど皆さんにお諮りして進みまして、決定方法が募集ということになったということです。それで、募集の方法について今、お諮りしたわけです。そこまでです。

○阿部副会長(東由利町長)

私は、応募の事務局決定の前に私、申し上げたことは、茂木さんと同じことをまずは言ったのでした。それで、まずは、一つに絞るためにどうするのか、その前の段階で皆さんから一つを絞る、候補をたくさん出そうというのが今の話ですね。私はやっぱり、今日の会議で、一つに絞る方法論についてやはり議論しておかないと、また1カ月後にですよ、時間がないとすれば1カ月後でいい訳でありますけれども、また1カ月後にこういう議論をしなければならないでしょう。そうすれば、2カ月というふうな時間とりましたけども、延々と私は延びるのではないかとということを心配してですね、皆さん2カ月と言いましたけども、早く1カ月で決めてしまおうというように申し上げたのです。皆さんが、またその次に、一つに絞る方法論を議論するというのなら、それはそれでいいですけども、応募方法なんていうのはこれは当たり前の話ですよ。

○柳田会長

はい、どうぞ。当たり前の話だけれども長くかかりましたが、まずどうぞ。皆さんご意見出して下さい。

○茂木好文委員(矢島町)

時間も時間ですという話ですので、次回でもその次でも結構ですので、その方法については、募集については決まりましたので、その中身について何とか難儀かけますけれども事務局、もしくは幹事会あたりで、詰める、一つに絞るまでのプロセスを何個かの案に作って出していただきたいというお願いをしたいと思います。第1点です。

それから、これから私、話すのは、実は、法定協の6月からのスケジュール表によりますと、今日の案件には新市の建設計画が載らなければならないことになっております。残念ながら出ておりません。なぜ出ないかという理由も、私は、私なりに少しわかっていますけども、事務局で動かせないとか出せない理由があると思います。というのは、この法定協のとか、会長さんを含めましての、一市七町の新市のビジョンというものがまだ全く見えていない中で、事務局が急げ急げと言われても、設計図を書けないのが現状でないのかなというように思いますけれども、そのことについても、何とか次回からは、新市の建設計画を話し合えるような会に、是非是非していただきたいと要望したいと思います。

○柳田会長

ご意見承りました。できるだけそのような方向で進むよう、幹事会、そして部会、事務局のほうで頑張ってください。

○正木 正委員(矢島町)

今の茂木さんの質問と関連しますが、やはり会長さん、そして副会長の町長さん方が、やはり骨子という政策決定する立場にある方々がきちんとこれからのビジョンを、骨組みを決めて、政策決定して、そして事務方に肉づけを、これこれやれよというようなシステムがなければできないわけですし、今、それが全く見えていないという部分で、我々も地元のまちづくり委員会をこのあいだ、新年度で立ち上げましたが、強くそのことを質問されましたが、返答の言葉がないわけですよ。しかるべし、やはりタイムスケジュールからいっても、かなり遅れをきたしておりますし、次回、大内町にお邪魔するような計画になっておりますが、ぜひ、やはり首長さん方のそういう政策決定の場をすり合わせをして、骨子案をいち早く出してほしいということを願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳田会長

はい、わかりました。

では事務局から次の日程について説明を願います。

○事務局

そうしますと、次回の第6回協議会は7月17日午後1時30分より大内町農村環境改善センターを会場に開催したいと考えております。なお、8月の協議会についてでございますが、諸般の事情により8月11日曜日となりますが、8月11日曜日午後1時30分より鳥海町の紫水館で行う予定ですので、日程の方をよろしくお願いいたします。

なお、諸々の事情により、日程の変更になる場合もありますが、その際は早目にご連絡したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○柳田会長

ただいま事務局の方から説明ありましたように、次回は7月17日午後1時30分より大内町の農村環境改善センター、そして8月には8月11日、鳥海町の紫水館でという説明であります。

もし、何か特別な事情によって変更する場合には早めに連絡しますと、こういうことです。

この際お諮りいたします。今協議会において協議された案件について、その字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものについてはその整理を会長に委任されたいと思っておりますので、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

本日の協議事項はすべて終了しました。

大変長時間ありがとうございました。それではこれで終了させていただきます。

午後4時26分 閉 会